

平成28年度 第2回 宇部市地域自立支援協議会 会議録

日時:平成 29 年 2 月 23 日(木) 18:00～20:00

場所:シルバーふれあいセンター 3階 第3講座室

欠席者:江藤真紀委員、山根俊恵委員、岡村元美委員、
高永甲雅巳委員

出席者:別紙委員名簿から欠席4委員を除く15委員

市 健康福祉部 中野部長、上村次長

障害福祉課 谷課長、藤原課長補佐、清水係長、
岡村係長、中村係長、梶山主査

(傍聴者):なし

1 議事

(1) 協議事項

① 今後の相談支援体制について

(事務局)別添(資料1)に沿って説明

■質疑応答等

●相談員の数が増えたり、予算が増えたりすることはあるのか。

(事務局)人員、予算ともに従来通りだが、新年度から機能等充実強化して、圏域相談事業所に委託する。

●量は変わらず、質が上がっていくということか。

(事務局)そういうことになると思う。

●機能強化のところは新たな事業ということでもあるので、3圏域や市と相談しながら形づくっていききたい。

●我々圏域だけではなく、各地域の保健福祉支援チームとも協力して、地域で支えていければと思う。

●総合相談窓口ができるということで、複合・複雑な相談は、市の総合相談窓口から紹介があると思うが、今までの継続した相談については、これまでどおりかの確認と、圏域相談の強化とあるが、例えば特定相談事業所での対応が困難であった場合、具体的にどういった助言等をされるのか。

(事務局)相談窓口が分からない場合は、この総合相談窓口にお問い合わせ欲しい。専門職も配置するので、つないでいくことも含め、適切に対応していく。継続相談については引き続き現体制で対応するが、もちろん横断的な相談は連携していく。圏域のコーディネートとしては、今まで困難事例を含め相談窓口は主に市だったものを、圏域のほうで担っていただき、市もサポートしていく体制となる。

●総合相談窓口の設置というなかで、高齢者は現在包括支援センターというものがある。また、支援チームもある。これらの関係はどうなるか。

(事務局)これまでどおり地域包括にも、支援チームにも相談してほしい。本庁において個別対応していたものが横断的な窓口として統合された。

② 「障がい等地域支援ブロック会議」及び「支援センター、社会福祉協議会及び障害福祉課連絡会議」の報告及び地域課題の提出

(事務局)別添(資料2の)に沿って、まずブロック会議の報告及び地域課題の提出のうち1 就労サービスについて説明

■質疑応答等

●就労サービスの見極めについて、様々な相談を受けるが、一番は利用希望者の思い。一か所ではなかなか決まらないので、何か所も見学に行き、しっかり見て、実際体験もしていただく。それで利用につながったケースはたくさんある。最初は週に1、2回働き、慣れたら3、4回と増やす人もいる。利用者と事業所とよく話をするが、無理のない範囲内で、利用者が定着していければと思う。実際の相談の中には、事業所に直接聞きにくいこともあり、そのときは間に入って話を進めている。圏域の役割の一つかなと思う。

●サービス等の確認のために、モニタリングがあり、その時問題がなければ就労の支援員と相談することがないということになるが、そのうち気が付いたら休みがちになり、いつの間にか事業所に来なくなったということがある。そんなときは、計画相談員に連絡してほしい。また、連携こそが大事なので、支援者会議も大事にしていきたい。

●利用者と事業所のマッチングを行う際、新規事業所についての情報に乏しく、難しい。よって、今回事業所から積極的な情報提供を収集し、ガイドブックを作成・提供することにより、利用者がサービス利用前に事業所の内容を少しでも理解できることが必要。モニタリングについては、6カ月に1回ということにとらわれず、相談専門員と密な連絡が必要になってくると思う。特に体験期間中について、不安なところも多いときに、重点的なフォロー・情報共有が重要と思う。

(事務局)2 精神病院からの地域移行について説明

■質疑応答等

●地域移行サービスの対応事業所が6か所あるものの、実際はほとんど圏域相談が受けているが、これはなぜか。さらに、今後どう実施事業所を増やしていけばいいか。精神病院の担当者と一般相談専門員が会う機会もあってもなかなか進展しない。相談の立場から積極的な提案ができていないと思う。一般相談員に対しても、どうかかわっていけば、計画相談事業としてメリット(収入面等)があるのかの状況提供不足とも思う。

地域移行における施設体験については、15日以内の体験が可能。実際には報酬が一旦相談事業所に入り、そこから体験の事業所に相談が支払うという仕組み。事務処理など面倒だということや、事業所が実費で受け入れているのが現状。活用についての説明も不足していると思う。

居住の場を探すとき、本人は地域で生活したいけれど、入院当時の身元引受人が受入困難になり保証人が難しい方もいる。金銭面のこともあるが、保証人の問題でアパート契約が難しいことも出てきている。GHが空かないという問題も依然としてある。

●②施設体験等の取り組み状況のなかで、緊急ショートの在り方の見直しとあるが、具体的には？

(事務局)まず、平成27年度実績は10件以下である。例えば送迎がない、本人の情報がない中、受け入れが難しい場合がある等、実施してわかった使い勝手の悪さがある。その解決方法のひとつとして、圏域がアセスメントすることや送迎を実施することを考えている。ただ、それでも緊急ショートの実績は大きく増加しないと予測される。そこで、体験利用という活用方法は可能かどうか、例えば障害種別ごとに3事業所と契約し、体験利用の受け入れもできないか等についても検討を

している。

●③施設・地域の受け入れについてだが、実際 GH はなかなか空きがないということで、体験利用等ができない。また、身元引受人や保証人がいないため、アパート等の入居を断られる等、生活の場が確保できないから退院できないというケースがある。これらについて、市の考え方を教えてほしい。

(事務局)GHや施設については空きが少ないが、国の方針は、地域生活が可能な利用者は出来る限り地域に出て生活してほしいというもの。その見極めは判断が難しいが、行政としても状況把握をしたうえで、検討すべきと認識している。また、65歳を迎えた方の介護への移行の同意が難しく、継続してGHや施設を利用される方も多い。地域移行についてはサポート体制ができていないか、服薬管理が可能か、金銭管理ができていないか、住まいの確保ができていないか、地域での人間関係がうまくいか、等様々な問題がからまり解決は困難であるが、病院の先生や地域の方等関係者との協議を重ね、実現に向けて検討していきたい。もちろん県とも一層の連携を図り、医療と障害福祉サービスのマッチングも検討していきたい。質問に対する回答になっていないかもしれないが、報告させていただいた。

●地域移行についてだが、以前、利用者が「地域でのぬくもりがほしい」と言われたことがある。民生委員等地域での支援者の障害者に対する理解不足があると思う。障害者差別解消法が施行され、障害者に対する地域での理解が定着していくということが重要と思う。

●法の中身についてはいいと思うが、近年においては、個人情報取り扱いが問題。例えば、精神病院を退院された方がいても、見守りをお願いしますという情報が降りてこないで、把握ができず、支援のしようがない。情報があれば、ある程度の支援も可能と思う。でも、市としてもそういう情報は出されないだろう。

(事務局)委員の言われるとおり、この方は精神病院におられてこのたび退院したという情報等はお渡しできないだろうと思う。ただ、必要に応じて地域につなぐ役目というのは行政の仕事と思う。個別の見極め、例えば本人の了解を得て、民生委員や自治会長に紹介をする等の対応をしっかりとしていきたい。地域支えあいにおける保健福祉支援チームの役割も重要となってくると思う。

(事務局)3 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について説明

■質疑応答等

●自己負担については、65歳になったとたん、介護保険ということで自己負担が発生してしまう。本人には、あらかじめ知らせ、1年以上前からケアマネ探しも行い、顔合わせもしているが、どうしても自己負担についてはご理解が難しい。ヘルパーの現場においてはどうか。

●実際に、今まで利用料が無料だったのに、介護へ移行したら有料になった方もいるが、トラブルについて聞いたことはない。もちろん事前に説明がしっかりできているからこそとは思。介護移行後にサービスそのものが極端に下がったと聞いたこともない。ご本人に納得してもらうことが大事だと思う。

(事務局)4 親亡き後の課題について説明

■質疑応答等

●障害を持った子供を持つ親としては、一番悩み、やはり一日でも長生きしなければならないと努力されていると思うが、実体として、宇部市において実際に親が亡くなった後の支援が必要な方の把握というのはされているか。

(事務局)把握はできていない。サービス支援等への適切なつなげ方として、地域保健福祉支援

チームや地域包括支援センターが大きな役割を果たしていると思う。一番よく知っているのは地域住民の方。実際に連携がうまくいき、つなげた事例もある。圏域がかかわる事例もある。やはり地域の力に頼るところが多い。

●地域のなかで、どこに相談に行ったらいいか理解がまだまだのところもあるし、民生委員もばらつきがある。身近な相談窓口へ持っていくためにも、皆さんに知ってもらうというのがとても重要。どこに行けばいいのかわからないから、そのまま見過ごしていることもあると思う。

(2) 報告事項

① コミュニケーション支援条例の制定について

② 「第三次宇部市障害福祉計画」の改定及び「第4期宇部市障害福祉サービス計画（障害福祉計画）の改定について

(事務局)別添(資料3)及び別添(資料4)に沿って、まとめて説明

■質疑応答等

●コミュニケーション支援条例について、理解啓発活動の具体的な啓発方針は何か。

(事務局)まずは必要性を訴えていくため、学校現場等に当事者に出かけて行ってもらって、色々話してもらい、点字等の体験をしてもらうことを考えている。また、地域のコミュニティーや市民活動団体、NPO、企業や商店街等の集まりに積極的に参加し、啓発活動を行っていきたい。理解講座についての支援もしていきたい。コミュニケーション支援専門員を設けて支援を広げていきたい。

●当事者も積極的にかかわりたい。盛り込んでほしいのは、コミュニケーションは難しいだろうという先入観の解消。コミュニケーションには様々なやり方があるということを伝えてほしい。

●コミュニケーションを図るということは大事なこと。しっかり進めてほしい。

●生活の基盤をなす大事な部分と思う。施策の推進方針の5にあるとおり、小さいころからの理解が重要と思う。コミュニケーションの手段とはどのようなものがあるのか、というのもしっかり分類して子供たちに伝えてほしい。

●手話の理解がまだまだと思っている。これから理解が進んでいったらと思う。

●障害福祉計画については、本協議会で検討していくこともあると思うので、ご協力をお願いしたい。

(3) その他

宇部市障害支援者交流の集いについて説明。